

令和5年度 八幡市障がい者地域生活支援協議会第3回全体会 議事録

1. 日時 : 令和6年2月26日(月曜) 13時30分開始
 2. 会場 : 八幡市役所会議室5-2
 3. 協議事項:
 - ・各専門部会の活動報告について
 - ・障がい者計画等の策定について
 - ・その他
 4. 参加委員 : 19名
-

1. 開会

2. 資料の確認・連絡

3. 各専門部会の活動報告について

鈴木委員長

八幡市障がい者地域生活支援協議会の各部会の活動報告を各部会長からお願いしたいと思います。ご質問などにつきましては、全部会報告後にまとめてお伺いいたします。就労支援部会からお願いいたします。

井上部会長

今年度は、主に事業所の紹介ということで、2月13日11時から13時の2時間、八幡市役所1階ロビーで事業所の説明会及び販売会を同時で開催いたしました。チラシをまきまして、学校だったり事業所だったり配れるところに配り周知を図りました。一般の方や事業所を探されている親御さんだったり、特に何も関係のなく物品を買っていただいた方など、様々な方がおられました。アンケートを書いていただき、アンケートを書いて頂いた方は29名、アンケートを書かれていない方は74名、おおよそ100名以上は来ていただきました。

アンケートのこういった回答があったか申し上げます。事業所7名ご参加いただきました。まず、「あしたばの家」、「!-factory」、「よろずやまつもと」、「フープファーム」、「やわた作業所」、「きろろん」、「Joint Joy」により、各々、ワークショップをやったり販売、説明会をしていただきました。

物品購入やワークショップを受けた方が、アンケートによると、7か所受けた方が4名、

6か所が1名、4か所が1名、3か所が4名、2か所が2名、1か所が5名という結果でした。

今回の合同フェアを何で知りましたかという設問については、開催のチラシで来られた方が5名、八幡市の広報が1名、八幡市ホームページが1名、八幡市の公式 SNS が1名、口コミ4名、来庁した際に立ち寄った方が3名、その他5名ということでございました。

今後継続していききたい活動と考えておりますので開催日時、曜日、場所はどうかという質問については、「いまいち」という方が2名、「良かった」という方が16名おられました。ご意見としては、「仕事をされている方が多いため土日祝もやってほしい」という意見や「交通の便がいいので良かった」という意見、「八幡市以外の事業所にも会える場が欲しい」という意見もありました。

続いて事業所がどのような取り組みをしているかわかりましたかという設問では「もう少し詳しく聞いてみたい」という方が5名、「いまいちわからなかった」という方が1名、「よく理解できた」という方が11名おられました。「それぞれの取り組みがとてもよくわかりました」というお声、「それぞれの事業所の方が笑顔でされているので、親しみやすかったです」とのお声もありました。「皆様が明るく素敵な方でしたというお声と写真展示があれば、もっと取り組みが見えると思います」というお声、「とてもよかった、またお願いします」というお声がありました。最後、事業所に通所をするうえで求めていることは何ですかという問いについては、一般就労等へのステップアップというところが4名、経験や体験を重視しているという方が4名、レクリエーションを期待しているというお声が2名、利用者の雰囲気が重視している方が4名、スタッフの雰囲気を重視している方が6名、事業所の雰囲気を重視されている方が8名、作業内容を重視されている方が6名、お休みを適切に取れるかということも4名、事業所の払われるお給料、工賃を重視されている方が4名、送迎の意見6名、家から近いということも重視されている方が3名です。アンケートは次年度アップデートを加えて進めていきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

本当に重要な取り組みで100名以上の方がいらっしゃったということで、障がいのあるご家族の方がなかなか事業所の方とお会いする機会が本当はないと思いますし、一般市民の方がこういう形で関わってこういう事業所あるのだというある種きっかけになるのは本当に素晴らしい取り組みだと思いを聞かさせていただきました。ありがとうございました。

次に子ども支援部会につきまして、倉田部会長よりお願いいたします。

倉田部会長

令和5年11月29日に子ども支援部会を開催させていただきました。テーマとしましては、大きく不登校支援についてということで、協議をさせていただきました。不登校につきましては障がいのあるなしにかかわらず、一般社会でも問題になっていますが、子ども支援部会ではちょっと広がりすぎるかなというところがありますので、障がい特性があるからこそ起こりえる不登校ということで支援を絞って活動したほうが良いのではないかというご意見などもありました。特性上、どうしても学校に行きにくいなどといった子どものためにどういったアプローチをすべきなのか、さまざまな関係機関が連携しながらさぐっていくべきではないかというところがございます。それから、ご意見としてでたのは、学校に行くことをゴールにしてしまうとなかなか厳しいのではないかと

と、逆に子どもを苦しめてしまう可能性もあるので、学校に行かないときの過ごし方などを視野に入れた観念を持たないと実際に子供たちに寄り添うというのは難しいのでは、という貴重な意見もいただいております。また、すこし広域になりますけど市町村によっても取り組み方が違うという情報もいただきながら、特に事業所さんがそういったことに気付かれたとしてもどこに相談したらよいのかというようなところもございまして、その中で、スクールソーシャルワーカー(SSW)さんを活用しながら、関係機関が連携して子どもを見守るというところが子どもたちからの信頼も得るのでは、ということと、あと、不登校予防にもなるのではないかとというご意見も頂戴しております。

それから、八幡市の放課後等デイサービス事業所さんの活動につきましては子ども支援ネットワークというの開催を通して困難事例の共有であったり、課題の整理なども行っているということでご報告を受けております。それから、八幡支援学校の見学につきましては今月頭に行かしていただくことができまして、実際に子供たちの放課後を見守っていただいている放課後等デイサービスの事業所さんはじめ、学校の先生とコミュニケーション取らせていただきました。特に八幡支援学校の場合、福祉総合科という先ほどもアンケートありました、一般就労を目指すような科もありますのでそのあたりで直接現場の先生方に質問できたらということで、非常に現場でそういったことが開催することができてよかったと思っております。また、報告は次回とさせていただきます。ありがとうございます。

鈴木委員長

前回に引き続き不登校の問題は非常に大きな問題になっていますし、不登校と言っても色々な人がいるので、やはり障がいのある不登校の子供に対してどういった支援ができるのか焦点を絞って考えるということは大事なことだと思いますし、学校に行くことがゴールじゃないという視点を持たないとなかなか子どもたちのニーズに応えられないと思いますのでまさに学校と福祉の連携が問われているのではないかと思います。ありがとうございます。

続きまして、相談支援部会につきまして、福井部会長よりお願いしたいと思っております。

福井部会長

今年度はそれぞれの相談員が持つケースの課題の抽出について色々と意見を出し合い課題解決に向けて進めております。なかなか相談員の方は毎日走り回って忙しい部会員全て揃って部会議するという事は難しいですが、その中でも個別のケースを出していただいて相談員さんからの意見というのは経験に基づいて知識とか技術とかいろいろな情報を持っておられるので、有意義な会議になっています。全部で6回開催しております6回目の話し合いではここで相談できてよかったと、色々な知識とか技術とかやり方も多角的に支援を考えられたという意見もありましたので引き続き中身のある議論をしていきたいと思っております。

福祉計画のアンケートにもありました、どこに相談していいかわからない方もおられるため、平行して相談する場所の周知方法についても話が出ていますので2つ合わせてこれからも進めていきたいと思っております。

鈴木委員長

資料の事例を見る限り困難な事例を相談支援の人たちは抱えているので、相談員の人にも困っていることを共有して検討するという大事な機会だと思っております。

続きまして、くらし支援部会につきまして駒崎部会長よりお願いします。

駒崎部会長

くらし支援部会は今年度、防災をテーマにしています。まずは、自分たちの地域にどんな防災の取り組みがあるのか、それを知る必要ということの勉強を中心に進めております。視覚障がいの方が被害をうけられた経験があるということで見えない人が使えるハザードマップの模型を持ってきてみんなで確認しこういうものがあると参考になりました。市役所が保管しているので他の市民の方にも見ていただきたい、もったいないという意見もございました。視覚障がいの方だけでなく、ほかの障がいを持ってる方が見てわかるような障がい者のためのハザードマップ、将来的にはあった方がいいという意見もありました。

2つ目は八幡市で取り組んでいる防災について出前講座をひらきました。防災のアプリの基本的な使い方を学びました。地震や災害が起きたときに一番困ることはトイレが困るという問題があります。簡易トイレの数が1週間で50個準備が必要ということも聞いてなるほどなと思いました。実際の作り方も学びました。福祉避難所についてはどのような流れで避難所に行くのかなど知らないことがたくさんあります。避難の流れは説明を受ければわかるが実際に見たことがないので見学ができたらいいなという意見もありました。

鈴木委員長

自治体とこういう形で被災支援対策、避難、庁の在り方が議論されている中でハザードマップの障がい者バージョンも作るという重要性ですとか、簡易トイレの話もありました。私も各自治体で聞いているのですが被災したときに誰が障がいのある方を支援してくれるのか、民生委員さんがどこまで状況を把握してくれているのか、とか各自治体で議論されていて、部会で具体的に話し合えることは大事なことだと思います。

続きまして、最後になります。精神障がい者支援部会につきまして杉本部会長よりお願いいたします。

杉本部会長

精神障がい者支援部会ですが、前回の全体会より、第2回、第3回と2回開催いたしました。部会の中でまず一つ、家族会の運営のお手伝いさせていただき、毎月第3水曜日に福祉会館の方で家族の方にお集りいただき、話をさせていただいたり、質問がありましたらその時に担当している市職員であったり803の職員にきていただいて助言するという形で続けさせて貰っています。その中で課題が出てきたのが「人が集まらない」や「新しいメンバーが入ってこれない」という課題かあがり、色んな形で周知をしているということで、市内の公民館とか心療内科、精神科の病院の窓口などに家族会のご案内を置いたらどうかという意見がでたため、形にしていきたいと考えています。ただ、人数が少ないですが一概に悪いことばかりではなく、皆さんの関係が強く、家族内での困難なケースをかなり家族会の方がカバーしていただいている、大事にしないといけないなと思っています。

2点目にケース報告をさせていただき、体調不良で暴れてしまったといったケースが3、4件あがっています。このようなケースでは、以前は、個別支援会議が開催され、関係者が集まり、市にも入っていただき課題をあげ、そこで解決に向けての検討をしていた。数年経ちますと相談支援事業所もノウハウを身につけたことから、そこで解決をしてしまう。継続して会議はあるが、報告だけになっている。本来ですとその会議であがったものを全体会でこういうことがあって困ってこういう資源がないから地域生活支援協議会の全体会であげてくださいというのが一番いいが、なかなかどの事業所も

かなり動いてくれてそこで収まっている状況なのかなと思っています。それと今年1月26日に「精神保健を考えるつどい」ということで開催しまして精神障がい者支援部会の事業になりかなりたくさんの方に集まっていたかと思います。また、課題として、精神障がい者支援部会は何をしているのかというのがありまして、精神障がい者支援部会は家族会の運営をやっていたり、病院連絡会といたしまして近隣の市町村の病院の相談員さんに集まっていたりして連携するための会議を開いたりという部会だったが新型コロナウイルス感染症の関係で病院が来れなくなった、福祉教育で精神の障がいについてを部会の方に行っていたが学校に行けなくなってしまい事業が目立ってしてないと実は事務局の方と集まってどうしようかと検討しまして最終の部会会議で課題を抽出できたかなと思っています。

鈴木委員長

家族会の紹介は難しくなっていてどうしても若い人がなかなか入っていけないとどこの自治体でも言われていて敷居を克服してどのように家族同士がつながるネットワークを作れるのが課題だと思いますのでどのようにして作っていくのかということ自体も皆様でご検討いただけたらと思います。

いままで各部会からご報告いただきましたが、皆様の方からご感想、ご意見、ご質問頂けたらと思いますがいかがでしょうか。

福井委員

家族会の中でも相談する場所がわからないという方もいらっしゃるようになるのかなと、もし相談支援部会でも周知をさせてもらったんですけども、協力できたらという意見もありますのでその辺も個別に教えていただけたらと思いました。

杉本委員

実際、どこに相談したらいいのかわからないということと、家族会の中でも803や市等に出てきてもらってるんですけど、事務局の方はその説明をさせてもらっているが行きにくいとかどういう形で相談したらいいのか、相談に行くことも重たいというのですが、誰かが一緒に行けば可能かなということもあります。

状態がひどく不安定な時は家族の方が動かれるケースが多いですが、そこまでではないが、心配ということで相談支援事業につながる場面が少ないかもしれません。

ただ、どこかは関係されていると思いますのでその時は相談支援事業所をご案内できるのではないかなと思います。事業所とのつなぎをするのが精神障がい者支援部会の役目だと思うのでやっていきたいと思っています

鈴木委員長

重要なテーマで例えば生活困窮者の完走型支援ってなかなか窓口に行けない人と一緒に行く人が付いて行くところがあると思いますけれどもその他の障がいに係る制度でそういう制度がまったくない状況の中でいったい誰が付き添ってくれるのか。そのあたりがもしかしたら専門部会としての役割があるのかなと思いつつ話を聞かせて頂きました。大野副委員長、相談支援の敷居を下げるみたいなのはどうでしょうか。

大野副委員長

今現在803にしても相談にお越しになってない印象を常々持っております。自立支

援医療という精神の通院されている数が1,330人以上みたいなことで以前にお話させていただいたと思うのですがそのうち我々が対応できているのが5分の1ぐらいと感じております。それ以外の方はなぜ相談されないのかなと、今はご家族で耐えている状態ではないかと思われま。誰かに相談という部分が踏み切れないのではないかと思っています。ただ、大事なことは相談する場所があるということは知っていただきたいなど考えております。様々な周知方法があると思いますので、連携で民生児童委員会さんであったり、各事業所さんでなにかあったら相談する場所を伝えていくとすり込まれていくのではないかなと期待しております。

鈴木委員長

敷居を下げるために様々な、たとえば就労支援部会みたいな気軽に説明、ブースみたいなところなんかでも紹介をすれば一般市民が認知するきっかけになるかもしれないし、色んな形で周知の努力が必要なのではないかと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。

吉川委員

民生委員も困っている部分もあり、個人情報保護法ということで、相談するときは行政の方へ行くが、個人情報ということでということで事が進まない。行政の方になります。民生委員は個人情報保護で努めておりますのでもう少し信用していただきたい。皆さんも同じだと思いますが個人情報といわれて止められているというところもあります。気になることがあれば民生委員にご相談ください。

先ほどお話がありました通り、昔はケース会議に民生委員も入ってやっていた時がありました。そういうのをもう少し考えていただいて個人情報に縛られないように行政の方をお願いしたいと思ひています。

鈴木委員長

障がいのあるご家族の方や当事者の方が民生委員の方に情報提供しない限り民生委員の方々からしたらどこにどなたがいるのかわからない状況で、そういった中で震災が起こってしまったときにいったいどこに被災の支援を必要にされている方がいるのかわからないと個別避難計画とか立てたとしても絵に描いた餅になってしまうので、情報共有する仕組みを行政がやっていくのが大事なことと思うんですけどもこのあたり、色んな自治体でも議論されていると思うんですけども、八幡市役所としてはいかがでしょうか。

障がい福祉課 安田

非常にデリケートな話でございまして、個人情報というところで誰が漏らしたであったり、どこまでお伝えできるかというところが年々デリケートになってきていると思ひます。市としては介入していかないといけないケースであったりだとか、逆に協力していただかないといけないケースとかもありますのでそこは担当の課であります福祉総務課と協議し合って民生委員さんのご意見も聞きながら進めてまいりたいと思ひます。

鈴木委員長

国の法律で個人情報法があるがどのようにして自治体を運営していくのか難しい課題だと思ひますので、震災があったときには非常に重要なことだと思ひますので前向きに検討いただければと思ひます。

ほかにかがででしょうか。

なければ次の議事に移りたいと思いますが、障がい者計画の策定につきまして事務局の方からお願いします。

障がい福祉課 笹部

全体会1回目及び2回目でご報告及び計画の策定についても報告いたしました。引き続き説明させていただきたいと思います。

策定にあたりまして、アンケートの実施や各関係団体さんからヒアリングを行いまして計画の素案を策定いたしました。素案をもって1月19日から2月9日の間にホームページに掲載したり、公民館に配架させていただき、市民の皆様から幅広くご意見いただくような形でパブリックコメントを実施させていただきました。

また、全体会や運営調整会議等において、皆様から、素案の確認等、様々なご協力やご意見をいただきありがとうございます。

その経過を踏まえ、計画の最終案が完成いたしましたので、策定支援事業所の日本都市研究所様からご説明いたします。

また、1月19日から2月9日まで実施したパブリックコメントに対して、いただいた意見について、説明させていただきたいと思います。

日本都市計画研究所 高木

計画案の方をご説明させていただきます。日本都市研究所の高木と申します。

八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第2期障がい福祉計画に第1部では計画の策定にあたって、第2部で八幡市障がい者計画、第3部で障がい福祉計画の三部構成となっております。

第一部の計画の策定にあたってですが、こちらでは計画の基本的な考え方や八幡市障がい者福祉を取り巻く現状をまとめた部分となります。今回の計画については障がい者計画障害者基本法に基づき令和6年度から令和11年度まで6年間の障がい者計画と障害者総合支援法に基づく福祉計画第7期障がい者福祉計画、児童福祉法に基づく第3期障がい児福祉計画。この2つの計画については令和6年から令和8年度の3年間の計画期間となります。これらを一体的に作成、策定しましたのが今回計画案としてお出ししているものとなっております。計画の基本理念といたしましては、「支え合い、ともに生き、暮らせるまち」を将来像といたしまして、こちらにかかげる「自立・自己決定の保障」、「生活の質の向上」、「機会の均等化」、「地域の理解と支え合いの推進」、これら4つの基本理念に基づいて計画を進めていくということになります。

八幡市障がい者福祉を取り巻く課題といたしまして、これまで実施いたしましたアンケート調査結果や団体ヒアリングでいただいたご意見の内容を踏まえまして、第二部の障がい者計画の基本目標に沿って整理をして記載をしています。

まず、基本目標1「早期発見・相談・保健医療体制の充実」については、障がいの早期発見と早期対応が重要であること、保護者が気付いた発達の特徴に対して早期にサポートが受けられる体制が必要であることであったり、必要な情報が届くよう情報提供手段の工夫や情報入手手段に関する学習会が必要等々の課題が挙げられています。基本目標2「障がいに応じた自立と参加支援体制の充実」、こちらでは障がいへの理解を深めた教員や職員による個々の障がいに応じた指導が必要でまた、就学や進路相談、日常生活へのスキル向上のための指導理由が高まっていること。生涯学習・文化・スポーツ活動への参加について、移動支援やヘルパー支援が課題となっており、参加しやすい環境作りや機会の充実が求められていることなどが課題としてあがっております。続く基本

目標3「障がいの人が安心して暮らせるまちづくり」では日常生活および災害時の安全対策や情報提供と支援体制の充実また移動や外出時の支援、公共施設公共機関のバリアフリー化、コミュニケーション支援の必要性などが課題としてあがっています。基本目標4「福祉サービスの充実」では、ニーズに応えるため、居宅介護や相談支援、放課後等デイサービス、こういったニーズの高いサービス提供の確保が必要であること、またニーズの増加に対応するために特に人材の確保と育成が必要となっていることなどが課題としてあげられております。最後に基本目標5「ともに生きる地域づくり」は、障がいのみに関わらず理解し合える地域共生社会の推進や家族と暮らしたい人、施設やGHで暮らしたい人、働きたい人等、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。これらの課題に対応するための取り組みを固めていくのが第二部の八幡市障がい者計画となります。

さきほどの1から5までの基本目標に則した政策の内容をあげております。第1節の「早期発見・相談・保健医療体制の充実」では障がいの早期発見・早期対応体制の充実、相談・情報提供体制の充実、保険・医療サービスの充実。第2節の「障がいに応じた自立と参加支援体制の充実」では、保育・教育の推進、生涯学習・文化・スポーツ活動の推進、総合的な就労支援の推進、就労の場の拡大。第3節「障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり」では、防犯・防災体制の充実、福祉のまちづくりの推進、居住の場の確保、移動・コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上。第4節「福祉サービスの充実」では、障がい福祉サービスの推進、生活支援に関するサービスの推進。第5節「ともに生きる地域づくり」では、障がいや障がいのある人への理解の促進、地域福祉活動・交流活動の充実。以上の項目で具体的な政策が障がい計画案には収められています。

続いて第3部ですが第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画。こちらについては、障がい者支援法による障がい福祉のサービスと児童福祉法による障がい児支援サービスについてこれから3年間の計画、サービスの見込み値であったり、それを確保するための方策等々をそれぞれに記載をしております。第2章では障がい福祉計画として、障がい福祉サービスと地域生活支援事業それぞれの実績と見込み量及び現況と課題、見込み量確保のための方策について記載をしています。日中活動系サービスの中の「就労選択支援」については令和7年から新規に開始するものとなっております。

最後に、第3章障がい児福祉計画としまして、障がい福祉計画、障がい福祉サービスと同様に障がい児支援サービス実績と見込み量及び現況と課題、見込み量確保のための方策について記載されています。その後、第4部計画の実現に向けて、最後に資料編として今回の委員の皆様の名簿であったり計画の策定経過等々に使用しております。

簡単ではありますが計画の概要については以上となり説明は終わります。

障がい福祉課 笹部

事務局の方からパブリックコメントについてご説明させていただきます。パブリックコメントについては6件ご意見いただいております。まず成年後見制度のことについてご意見いただいております。成年後見制度をすすめていくうえで成年後見のコーディネートや協議をする場である中核機関の設置をメインにしてほしいということでご意見いただいております。2つ目につきましては、高齢介護課でも計画の策定を行っております。福祉サービス利用援助事業、日常生活自立支援事業のどちらも同じ事業になるが、同じ市から別の計画で違う名称が使われているため混乱を招くため表記を統一してほしいというご意見があります。3つ目につきましては意思決定の支援の推進について、ご意見いただいております。意思決定の支援の中で、成年後見が書かれておまして、

意思決定の支援＝成年後見という捉え方についてご意見いただいております、具体的に意思決定支援のつなぎ方等についてご意見いただいております。4つ目につきまして、こちらでも成年後見制度の話になりますが、成年後見を担当している方が不足しておりますので、成年後見制度法人後見支援事業について具体化してほしいということで、ご意見いただいております。5つ目、6つ目につきましては人材関係の話になってきています。5つ目につきましては、医療的ケアが必要な方が増えてきている状況で、現在、八幡市の中でもスタッフであつたり専門知識を持った方が不足しているため、八幡市としても支援していく必要があるのではというご意見いただいております。6つ目に医療的ケアの方だけでなく介護スタッフの方が不足しているというご意見をいただいておりますので、こちらにつきましても八幡市としても支援金の支給等を行い整備していく必要があるのではないかとご意見をいただいております。現在この6つの意見につきまして庁内で回答内容について協議させていただいております。またパブリックコメントにつきましてもご意見いただけましたら、いただいた意見を踏まえ協議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

ご説明ありがとうございました。只今の計画の説明、それからパブリックコメントのご報告がありました。何かご意見ございますでしょうか。

大野副委員長

障がい者計画の基本理念に「自立・自己決定の保障」とありますが、自立とは至れり尽くせりではなく、その人の支援をする際に自立につながるような、自分でやっという気持ちを持っていただけるようなそういう支援の仕方が大事かと思っています。もう1つ大事なのは自己決定という部分です。自分のことは自分で決めるというのは、基本的には大切な部分です。自己決定を主体とした意思決定支援が望まれています。意思決定支援に関しては成年後見とも非常に関わりが強くなります。支援者がいろいろな支援を入れて、本人が負担になられるような支援では駄目だと思います。例えば、ヘルパーの支援を利用している方で、そのヘルパーが毎回来ていただくことが非常に負担になっていて、断りたいが、支援者は心配でヘルパーに入ってもらってほしいというように本人と支援者で思いが食い違っている場合があります。支援で繊細な部分です。

2つ目に相談支援体制の充実強化ということもあります。計画のなかで、基幹相談支援センター設置が令和6年度・7年度・8年度で有りとなっています。基幹相談支援センターを立ち上げるとした場合、専門職としての相談員が必要だと思います。ソーシャルワーク的な感覚を持った社会福祉士の方を1人は絶対に入れるということですね。地域包括支援センターの構成員に社会福祉士が入っているように、基幹相談支援センターの場合にも社会福祉士が必要だと感じております。基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所との関係を作っていくということ、地域資源の創設とか地域のサービスの改善に関しても非常に重要な役割を果たすのが基幹相談支援センターの役割になると思っています。

3つ目ですが、成年後見制度利用の支援事業に関してです。判断力に問題のある方が何かを決めたり始めたりするというのは、それ自体が難しいことも多いですが、成年後見制度を利用されることで、障がい福祉サービスを利用しやすくなるということもあります。これはどのような障がいをおもちの方でも、非常に大事なことだと思っています。そして、成年後見制度につなぐサポートが必要かと思っておりますけれども、これも相談支援の仕事だと思っている次第であります。地域生活支援拠点だとか相談支援部会等非常に重要な役割となっておりますが、そこだけでなく、相談支援全体が成年後見制度を必要とす

る対象者の査定が非常に重要なことだし、これが障がい者の権利を守ることになると感じました。3点ほど感じたことを申し上げました。

鈴木委員長

とても重要な所だと思います。まさに障害者権利条約があり、日本はそこに批准をして、2年前に総括所見を出されましたけども、条約の中で自立生活というのは何度も何度も出てきているが、その意味は何かというと英語で言えばオートノミーということが書いています。オートノミーとは自分で律するという。自分を律するというのが自立生活なんだといわれていて、そこから波及して意思決定支援とかそういったことが言われたりしている状況なので、まさに自己決定の支援とか意思決定の支援っていうのが今の障がい福祉領域の要になるんじゃないかなと思います。それを支える制度として日本には成年後見制度というのがあって、今、国の方では民法改正含めて成年後見制度を条約に即したものに換えようという動きが起こっていて、やがては変わっていくと思いますが、どのような形になるとしても知的障がい、精神の障がいのある人にとっては意思決定を支えるエキスパートというか支援をする人が絶対的に必要なので、これをどういう風にして八幡市としてそういった人を育成していくのか、ということの本格的に考えていかないといけないと思います。

あと、相談支援ですよ、先ほどからうかがっている家族の方でも相談支援っていうのは何なのかわからないという状況の中で、どういう風に相談支援は大事なもののかを伝えていけるのかということと、それから基幹相談ということがあって基幹相談っていうのは高難度事例を扱っていくような、まさに社会福祉士という専門職の話もありましたが、誰でもできるというわけではないので、ある程度の経験と知識や専門性のある人がそこにいないとマネジメントすることができないと思うので、それをどうやって八幡市として人材を確保して、育成していくのか各自治体に問われている大きな課題なのではと思いました。重要なポイントだと思いますので、この点を皆様と一緒にご検討いただければと思います。

ほかいかがでしょうか。八幡市として何かあります。

障がい福祉課 笹部

人材等につきましてもなかなか大きなテーマであることということもありますので、市だけではなかなか解決できる問題ではないと思っておりますので、京都府であったり、国の補助等を含めながら検討していきたいという形で考えております。

鈴木委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。無ければですね、分厚い資料ですし皆様お考えになっていることもあると思いますので、今日の協議会が終了した後でも構いませんのでご意見があれば事務局までお願いしたいと思います。期限はいつまでになりますか。

障がい福祉課 笹部

期限につきましては年度末までに計画の策定を完了する必要がありますので3月5日來週の火曜日迄にご意見いただければと思っております。パブリックコメントの内容につきましても同様にご意見いただければと思っております。ご意見につきましては今から配ります意見書であったりメールでも構いませんので事務局までご提出していただければと思いますのでよろしくお願いたします。全体会が今年度は本日が最後となりますので頂いたご意見や意見に対する回答につきましてはこの後、部会長が集まる運

営調整会議で協議及び承認をえる形をとらせていただきたいと思いますっておりますがよろしいでしょうか。

鈴木委員長

大丈夫です、ご意見等あればですね全体会終了後に行っていただいて計画の策定にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、この後の協議つきましては運営調整会議にてご対応いただくことで問題ありませんか。

(異議なし)

それではこれ以降の計画に関する協議については運営調整会議にて一任したいと思います。

そのほか連絡事項等はございませんでしょうか。

事務局

障がい者差別解消法改正につきましてお知らせさせていただきます。令和6年4月1日付での法改正がございまして、まずひとつなんですけれども、障がい者総合支援法の改正がございまして、記載がありますが障害者総合支援法89条3の協議会にかかる部分で改正されている部分と新たに明記された事項がございまして。特に3点目ですけれども、協議会の関係者に守秘義務が課されることが新たに明記されましたので、これまでも情報の取扱いにはご注意くださいとは思いますが、ご注意くださいようお願いいたします。もう一点、障害者差別解消法の改正のことで、障害者差別解消法の改正で事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務となります。本市でも引き続き障害者差別解消法の周知を行ってまいりますとともに合理的配慮も行ってまいります。皆様にも知っていただければとおもいますので、よろしくお願いいたします。

最後にもう一点説明をさせていただきます。本日お配りさせていただいた緑色の聞こえない、聞き取りにくい人のことを知り、手話を学ぼう というハンドブックなんです。本市の方では令和3年3月に「支え合う、心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」を施行しました。それに伴いまして、ハンドブックの最後のページに記載させていただいておりますが、八幡市ろうあ協会、八幡市難聴者協会、八幡高校ボランティア部の方と八幡市の方でハンドブックの作成をいたしました。内容としましては、なかなか見えにくい障がいがあります、聴覚障がいのことを知っていただきたいということで聴覚障がいにはろうあの方、中途失聴のかた、難聴者の方、盲ろう者の方がいらっしゃるというご説明であつたりだとかどうしても聴覚障がいとなれば手話だけがコミュニケーションの手段と思われがちですが、それ以外にも筆談であつたり口話での口の動きを見ての読み取りということもそういった手段を使つてのコミュニケーションというのも可能ですという説明が記載されています。

またこのような場面で困つていますというような事例も一部なんです。記載をさせていただきます。今回の令和6年4月からは事業所に対しての合理的配慮というところでの法改正はあります。皆さんの事業所もこの4月から合理的配慮に含まれてきますのでご対応を改めて、職員さんにも見直していただきたいと思います。ハンドブックを事業所の方で配架できるかということがございまして障がい福祉課までお声がけいただければと思います。ホームページにも記載、周知しておりますし、YouTubeのほうで手話の配信も少しずつですけれどもやっておりますのでお時間あるときに見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

他に連絡事項ございますでしょうか。

大野副委員長

最近の事案についてのご紹介となりますが、相談支援の方で重度の方の支援をすることになりました。その方のお母様はご病気になられまして高齢でもいらっしゃいますのでやはり身体の方も支援は大変です。夜中に寝返りをうってもらうために体位変換とか朝早くから身の回りのことをするだけで非常な労力はかかりますのでそれでもやってこられました。年齢とともにできなくなっていけます。そして、一番困りますのは、いなくなられたときに、いわゆる親なきあとの障がいを持たれた方をどうしていくのかという話なのですけれども、先ほど話した通り、その人なり人生を生きていただきたいという気持ちがあります。その中でその方が自宅で暮らしたいとおっしゃったときに、重度訪問介護というサービスの支援先を探しました。京都市内やそのほかの市町も色々訪ねてみてやっとの思いで今成立した形になっておりますけれども、今そういう状況です。八幡にはなかなか事業所が少ないということもあるんですけれども市外の事業所でなんとか重度訪問介護が入れた。要するに地元で暮らす、自宅で暮らす、その人の思いを叶えていただけるような、そんな支援をしていきたいと思っておりますので、こんなことがあったということでお話させていただきました。

鈴木委員長

ありがとうございます。本当に大事なことで、先ほど専門部会の資料のなかにも重度訪問介護の事業所が八幡市の中にはないという記述があります。私自身、この重度訪問介護というテーマで研究をしているのですが、京都市みたいな大きなところだとなんとか小規模な自治体になると難しいと感じております。例えば大学とか人材提供可能な、供給することが可能な学校、資源がない状況の中で、どういう風に人材を確保して事業を運営していくべきなのか大きな課題だとも思います。計画の中でも、データを見ると障がいのある人の療育手帳とか身体の手帳とか所持者が増えている。しかも重度化もすすめて、これは高齢化とも関係すると思うのですが、どこの自治体も検証していて、そうすると重度の高齢の障がいのある人たちをそうやって支えていくのかというときに、自治体的にも財政的な問題があるとかいろいろなことが指摘されていたりだとか、人材が不足しているだとか、そういう状況が日本全国でも起こっていることだと思いますね。ですがそうなりますと、先ほどパブリックコメントにもありましたように、人材をどういう風に確保するのが難しいところでどうすればいいのかは皆さんで知恵を出し合ってなんとかして利用者、当事者の方、ご家族の方を支援するネットワークを作っていくべきだと思います。先ほど803が何とか探してどこの自治体で見つけたと話ありましたが、今の各自治体の状況でそれぞれの事業所が努力をして、何とか見つけるという形が多いのではないかと思います、やはり協議会とかせつかく行政の方もかかわっていて、色んな事業所の方がかかわっている協議会や専門部会っていうのは重要な資源だと思いますので、そこで何とか具体的な事例をあげてみんなで知恵を出し合って広がっていけば今の日本の制度の貧弱な中でもなんとか手立てというのは見つかるのではないかと思いますし、そうしなければならぬとも思います。本当に難しい状況だと思うのですが、そういう課題に皆さんの知恵を出し合って取り組んでいけたらと思います。

それでは、こちらで予定していた議事は終わります。